

春です、確定申告です！



平成21年分の確定申告期限は、
平成22年3月15日(月)です。

平成21年分所得税・個人消費税と贈与税の確定申告が、今年も始まります。この文書をお送りしたお客様につきましては、私どもで確定申告の準備を進めさせていただいております。同封のリストをご確認の上、申告に必要な書類をご用意ください。前年からの変更、不明な点等がございましたら事務所までご連絡ください。よろしくお願い申し上げます

**昨年、電子申告を行ったお客様に対して、
税務署から申告書用紙等は送付されません。**

しかし、申告書送付がなくても、事業所得等があり、税額が発生したり、住民税の計算が必要だったり、特例を適用するといった場合には申告が必要です。今年も電子申告で作業を行う予定にしております。ご協力よろしくお願いいたします。



～年金関係の源泉徴収票について～
年金の源泉徴収票については、過年度の訂正の他、社会保険料の記載がないといった不備が見受けられます。書類の内容をしっかりとご確認ください。



酒井啓司税理士事務所
松山市湊町4丁目2-1 湊町森ビル5F
TEL089-931-3235
E-mail:info@sakai-z.com

この文書はすでに資料をご持参いただいた皆様にもお送りしております。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

今年の確定申告 ここにご注意！



- 平成21年中に購入した土地については、1,000万円の非課税枠などの特例措置があります。この場合は、平成21年中に申告する所得等がなくても、届出が必要です。
- 配当所得について、申告分離課税制度が創設されました。これにより株式の譲渡損との通算が可能になります。
- バリアフリーなどの増改築を行った場合、自己資金でも税額控除を受けることが可能です。
- 住宅取得資金の贈与を行った場合、贈与税について500万円の非課税枠が設けられました。
- 納税者の電子証明書(住基カード等)があれば、電子申告控除5,000円(最大)を1回限りで受けることができます。
- 住宅ローン控除を住民税にも適用する場合、申告作業が不要になりました(H11~18,21新築分に限定)
- 昨年電子申告を行った場合、紙の申告書は送られてきません。申告に必要な情報は、インターネットで確認します。私どもの事務所に初めてご依頼になるお客様が、過去に電子申告を行っていらっしゃる場合は、「識別番号」と「暗証番号」がわかる書類をお持ちください。



上記特例の適用については、一定の要件を満たす必要があります。該当すると思われる場合には、詳細を事務所までご連絡ください。